

議第138号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県心身障害者扶養共済制度年金返還金に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	納入義務者	金 額	参 考
1	県内に居住していた個人	320,000 円	年金受給権者の死亡により年金受給権が消滅したことに伴う令和3年12月から令和5年3月までの年金返還金